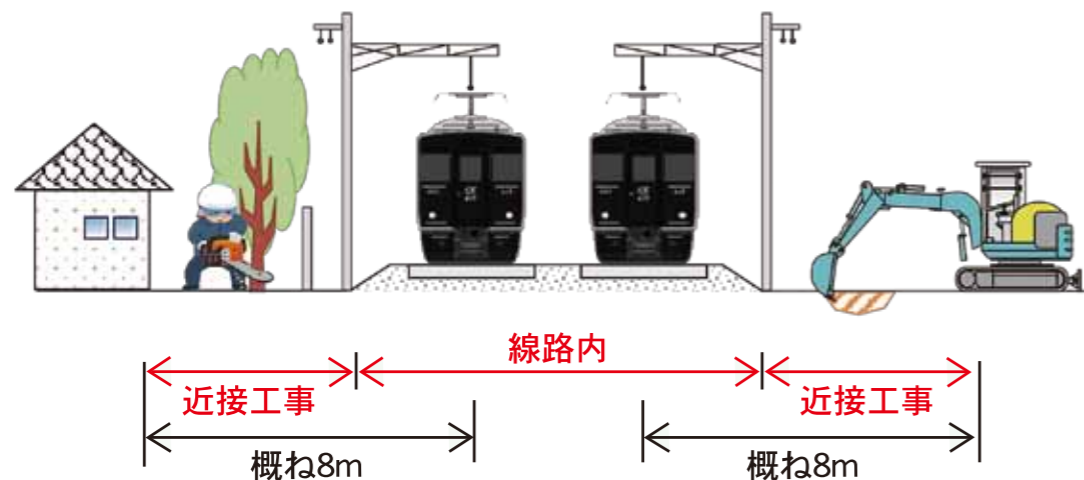


「鉄道近接工事」にご注意ください！！

鉄道に関する事故は、一歩間違えば脱線事故や感電事故等、大事故を引き起こす可能性があります。建物の建設・解体や、庭木や山林の木の伐採等、線路に近接した作業を行う場合は、J R九州鹿児島工務所(099-256-1895)へご相談ください。

※作業内容や環境条件、使用重機によっては8m以上の場合でも近接工事の適用となる場合があります。
※近接工事により列車の運行や鉄道施設に影響があった場合には、損害賠償を請求される場合があります。



線路側に木が倒れないように管理をお願いします

▼J R九州用地外からの倒木発生事例▼



倒木によりJ R九州に損害が発生していれば、損害請求をされる場合があります。線路そばで木を切る際は「鉄道近接工事」になりますので、事前にJ R九州鹿児島工務所(099-256-1895)に連絡をお願いします。

また、伐採中に線路側へ木が倒れると列車運行に支障をきたします。万が一、木が倒れて電線に引っかかった場合、感電する恐れがありますので倒れた木には絶対に触れず、J R九州電力指令(092-624-3836)まで至急連絡してください。

※詳しくはJ R九州ホームページをご覧ください

安全へのお願い J R九州

検索



J R九州ホームページ▲

令和5年度 交通弱者に対する タクシー運賃の助成

4月3日(月)～

の申請(利用)が始まります。

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和5年度も実施します。

助成対象者

本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)75歳以上の方(本年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます)

(2)次の①～⑦のいずれかに該当する方

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④要介護認定者
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ⑥難病患者
- ⑦小児慢性特定疾病患者

申請の流れ

対象者

上記の助成対象者に該当する方または代理の方が申請を行ってください。

①申請

市役所

市役所の福祉課(高齢者介護保険係・障害福祉係)が窓口です。

②審査・登録

利用券
発行

タクシー料金を一部助成する利用券をその場で発行します。その日から利用できます。

申請時に持参するもの

- ・助成対象者の印鑑(認印)
- ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
- ・左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証
- ・左の(2)の①～⑦に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

利用券の発行・使用

- ・登録者1人当たり利用券(1枚300円)を24枚交付します。
- ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- ・お友達同士と一緒に利用することもできます。

注意点

- ・利用券の再発行はできません。
- ・登録者本人以外の方が利用することはできません。
- ・追加の発券はできません。
- ・利用期限は令和6年3月31日までです。
- ・令和4年度分の利用券は、4月1日以降使用できませんので、ご注意ください。

問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。
福祉課高齢者介護保険係 TEL 76-1195
福祉課障害福祉係 TEL 76-1197



※申請は **4月3日(月)** から福祉課窓口で受付を開始します。